

足利市景観計画の変更（素案）  
修正箇所

○ 新旧対照表

頁	新	旧
39	<p>建築要素 2. 建築物の高さ &lt;景観路線基準&gt; ・共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の高さは、<u>原則として12m以下</u>とし、それ以外の景観路線に面する建築物の高さは、<u>原則として15m以下</u>とする。</p>	<p>建築要素 2. 建築物の高さ &lt;景観路線基準&gt; ・共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の高さは、原則として12m程度とし、それ以外の景観路線に面する建築物の高さは、原則として15m程度とする。</p>